

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

黒潮町長

市町村名 (市町村コード)	黒潮町 ( 39428 )
地域名 (地域内農業集落名)	佐賀1 ( 市野瀬・佐賀橋川・拳ノ川・川奥・荷稻・中ノ川・小黑ノ川 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月1日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p><b>【地域の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小狭・不整形な土地が多く、基盤整備が進んでいない地区もある、作業効率も悪い。</li> <li>・耕作者の高齢化で農地を守る人がいなくなる。</li> <li>・後継者が不足しており、オペレーターも足りていない。</li> <li>・水路等の農業施設の老朽化、水不足の地域もある。</li> <li>・施設園芸農家も高齢化で経営維持が困難。</li> <li>・個人での農業機械の更新が困難。</li> <li>・法面が多く管理が厳しくなっている。</li> <li>・鳥獣被害も多く、鳥獣柵の点検、管理が出来ていない。狩猟従事者も高齢化で減少している。</li> <li>・米価の下落、資材高騰により水稻の経営が非常に厳しくなっている。</li> </ul> <p>○施設園芸の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地が狭小であったり、水害が発生するなど、施設を建てるための農地確保が困難である。</li> <li>・施設の老朽化や、後継者不足。</li> </ul>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用(防草シートによる法面管理等)し、地域ぐるみの農地保全に取り組む。</li> <li>・スマート農業による労力の軽減に取り組む。</li> <li>・条件が悪い地区の基盤整備を実施し担い手に農地を集積する。</li> <li>・耕作ができなくなった場合は地区内外の担い手(集落営農組織等)に委託、農地集積する。</li> <li>・事業を活用し老朽化した農業施設の改修を図る。</li> <li>・鳥獣対策を外部に委託することも検討。</li> <li>・組織間連携を検討し、労働力の確保を図る。また、労働環境の整備(トイレなど)をすることで、地域内の非農家の参加を促し、労働力を確保する。</li> <li>・周年雇用するための品目転換や複合経営を検討し、経営所得の安定化を図る</li> </ul> <p>○施設園芸の方向</p> <p>ハウス設備の修繕や高度化を図る。 若い農家を呼び込み、後継者の育成を図る。</p>
---

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	155.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	155.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
保全・管理が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・地域の担い手(明神ファーム、(農)荷稻米米クラブ、橘川営農組合等)に農地を集積
- ・地区外からの担い手の受け入れ
- ・経営が持続可能な農家への支援
- ・周辺管理の体制づくり
- ・民間企業等(他業種)等の企業参入の呼び込みを行う

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構を活用
- ・担い手となる組織(明神ファーム、(農)荷稻米米クラブ、橘川営農組合等)や大規模経営の個人農家への農地の集積・集約化を段階的に図る

### (3) 基盤整備事業への取組方針

- ・農業の生産効率向上のため農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、基盤整備に取り組む(市野瀬地区)
- ・基盤整備が必要な地区について協議を行う
- ・ビニールハウスが建設可能となるよう土地の再整備事業の活用を検討する

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・耕作が可能な農家の経営継続を図る
- ・橘川営農組合、荷稻米米クラブ、明神ファームに農地集積を図る
- ・技能実習生の活用も検討
- ・施設園芸(ニラ)の後継者確保に取り組む
- ・地区内外から耕作者を受け入れる(ショウガ農家等若い農家の受け入れ)

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・地域内の集落営農組織((農)荷稻米米クラブ、橘川営農組合)へ農作業受託を行う
- ・機械の共同利用の検討

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

### 【選択した上記の取組方針】

- ①日本型直接支払制度や国・町補助を活用し、鳥獣対策用の柵の設置を進め、捕獲体制の整備を進める(地域内)。
- ③省力化に向けたスマート農業への取組を検討する。
- ⑦日本型直接支払制度を活用し、農業用施設の維持管理を行う。また、共同機械の導入や組織間連携も検討する。
- ⑧耕作条件改善事業等を活用し、水路等農業用施設について修繕を実施していく。